

■議案第26号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

【要旨】

後期高齢者医療保険料（普通徴収）に係る第1期納期開始を7月16日から7月1日に変更することにより、納付期間の延長など納付環境の改善を図ることを目的に、後期高齢者医療条例の一部改正を行う。

【主な条例改正内容】

1. 改正の概要

後期高齢者医療保険料（普通徴収）の第1期納期開始を月初め以降とする。

○7月16日から → 7月1日から

2. 改正の詳細

後期高齢者医療保険料（普通徴収）、の第1期納期開始を月初めからとする。

区分	納期
期別	後期高齢者医療保険料(普通徴収)
第1期	(前) 7月16日 から 7月31日 (後) " 1日 " "
第2期	8月1日 から 8月31日
第3期	9月1日 から 9月30日
第4期	10月1日 から 10月31日
第5期	11月1日 から 11月30日
第6期	12月1日 から 12月25日
第7期	1月1日 から 1月31日
第8期	2月1日 から 2月末日

(理由)

後期高齢者医療保険料（普通徴収）に係る第1期納期開始が7月16日と設定されているため以下の問題が発生しているが、納期開始を1日以降に変更することで改善される。

問題点	改善
第1期の納期限が2週間ほどしかない。	16日以前に納付書が送付できるため、納付期間を長く設定できる。
コンビニ納付により24時間納付が可能となった。16日以前は納付できないよう配達日の調整が必要（休日が重なる場合）。	納期開始以降に納付書発送すれば、郵送された日から納付が可能（郵便局や休日の調整が不要）

施行日 平成28年4月1日